令和5年度第6回 東京都私立学校審議会 会議録(第830回)

令和5年10月16日(月) 都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

午後3時00分開会

- ○近藤会長 ただいまから、「令和5年度第6回東京都私立学校審議会」を開催いたします。 初めに、本日の出席委員について、事務局から報告を願います。
- 〇福本私学行政課長 本日は、委員20名の方のうち、18名の委員の方に御出席いただいて おります。

当審議会運営細則第6条が定める本会の定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第6条により、本会は有効に成立しております。

それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第8条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○戸谷私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してございます3件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。 令和5年10月16日付、東京都知事名

記、1、山野美容専門学校の高等課程廃止認可について(渋谷区)、ほか2件。 以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明をさせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件5件と新たに諮問される案件3件の計8件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○福本私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、議案第1号及び議案第3号から第7号までにつきましては、各部会におきまして了承されておりますことを御報告申し上げます。

なお、議案第2号につきましては、第一部会におきまして、審議の結果、継続審議となりましたので、御報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、既に諮問されている案件から審議することといたします。 初めに、専修学校についての案件でございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の平野委員から、調査結果につきまして、説明を願います。

○平野委員 それでは、議案第1号につきまして、御説明いたします。

本案件は、光が丘医療福祉専門学校の設置計画承認についてでございます。

令和5年10月3日に、加茂川主査、東京都私学部及び練馬区の担当職員と私とで、第一部会の部会調査を実施いたしました。部会調査の際、学校法人慈誠会学園から、学校設置の目的・趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。また、校舎、施設、設備などについては、専修学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望として、次の5点を伝えてまいりました。

1つ目は、学校の名称について、当該校は医療と連携することができる教育を行うとのことでしたが、介護福祉学科の1学科を設置する専門学校であるので、志願者及び保護者等からの誤解を招かぬよう、学校名称に「医療」と入れることが当該校にふさわしい名称なのか、よく検討していただきたいこと。

2つ目は、学校教育法、専修学校設置基準、養成施設指定基準等の法令を遵守するとともに、生徒の確保を適切かつ着実に行い、継続的・安定的に学校が運営できるように努めること。特に、介護福祉士養成課程は、若者の介護職離れを背景に、厳しい状況の下にあることを十分に理解した上で、適切に対応いただきたいこと。また、認可内容に変更等が生じる場合には、事前に所轄庁と十分に協議を行い、2校の学校を運営する法人にふさわしい学校運営を行っていただきたいこと。

3つ目は、留学生の受入れについて、その人数だけではなく、質を確保するために、語 学指導、生活指導をはじめとする様々なケアについて十分に配慮していただくことが必要 不可欠であること。

4つ目は、校舎の工事に際して、近隣住民とのトラブルがないよう、地域との良好な関係を保っていただきたいこと。校舎予定地は、7階建ての病院等複合施設の1階部分を区分所有するとのことで、その区分を明確に行い、他の施設とは良好な関係を保ち、協調しながら、工事の安全面に十分配慮するよう留意していただきたいこと。また、計画的な竣工に向け、着実な施工管理を行っていただき、校舎の完成時期が遅れることのないように留意されたいこと。

5つ目は、教育施設、設備を十分充実させるとともに、これまでの学校運営の経験で培った教育システム等を発展させ、教育水準のさらなる向上に努められたいこと。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、設置計画承認を適当と認める旨の答申を行うことは問題なかろうと思います。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては事務局から説明いたします。

○福本私学行政課長

本案件は、学校法人慈誠会学園から申請がありました光が丘医療福祉専門学校の設置計

画承認でございます。

本案件は、2段階審査を取りますので、このたびの諮問は1段階目の計画承認でございます。

それでは、設置要項に基づきまして、御説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり、「本校は、学校教育法並びに社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、広く知識と技術を習得し、勤労と責任を重んじる介護分野の専門職を育成することを目的とする。併せて個人の価値を尊び、人間性豊かな社会に貢献できる人材を育成する」でございます。

学校の名称、課程・分野の名称及び位置は、要項2から要項4に記載のとおりでございます。

開設の時期は、令和7年4月1日を予定しております。

経費の見積り及び維持方法は、要項6に記載のとおりです。

設置者は学校法人慈誠会学園で、理事長は大畑隆郎氏、校長は座間猛氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項9に記載のとおり、介護福祉専門課程、介護福祉学科を設置し、入学定員は40名、修業年限は2年で、総定員は80名となります。

主要教科名は、要項10に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等につきましては、それぞれ、要項11から要項14 に記載のとおり、設置基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項15及び要項16に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の設置認可日を記載してございます。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その計画承認を適当と認める旨、答申いたします。

議案第2号は、東京先端計算専門学校の設置認可に係る計画承認についてでございます。 こちらにつきましては、引き続き第一部会において審議をお願いいたします。

議案第3号は、東京立川情報ITクリエイター専門学校の設置認可についてでございます。 本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の多委員から、 調査結果につきまして、説明願います。

○多委員 それでは、議案第3号について、御説明いたします。

本案件は、東京立川情報ITクリエイター専門学校の設置認可についてでございます。 令和5年10月6日に、加茂川主査、東京都私学部職員と私で、立川市職員同席の下、第 一部会の部会調査を実施いたしました。部会調査の際、学校法人大原学園から、学校設置の目的・趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。また、校舎、施設、設備などについては、専修学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望として、次の4点を伝えてまいりました。

1つ目は、学校運営についてです。校長が3校を兼務することについて、東京都私立専 修学校設置認可取扱要領においては、校長の兼務は2校までとするところ、本件は同要領 のただし書きに基づく例外的な取扱いであることが認められる場合であり、また、各校の 専門性が異なるため、校長の業務遂行・学校運営に支障が生じないよう、副校長をはじめ、 適正な教職員の体制整備に努められたいこと。また、適正な教職員の人数の確保に留意さ れたいこと。

2つ目は、学生のメンタルヘルス対応についてです。多様な学生に対し、個別面談環境のさらなる充実を図ることに努められたいこと。学生生活、進路の相談などについて、プライバシーに配慮し、必要な人材の配置など、相談しやすい環境の整備に努められたいこと。

3つ目は、教育環境等についてです。教育課程をはじめとする教育内容の充実を図るため、施設、設備などの教育環境の一層の向上に努められたいこと。また、教育水準のさらなる向上に向けて、教員に対する研修、自己研さん等の充実を図ることに努められたいこと。

4つ目は、学生の安全確保と近隣地域への対応についてです。校舎の設置場所は、教育環境に適している一方、周辺に商業地域があり、交通量、通行量が多いこと、また、屋上利用など、施設の特性を踏まえ、学生の安全確保に配慮するとともに、近隣住民に迷惑をかけないよう生活指導を十分に行うことに努められたいこと。また、引き続き近隣住民との良好な関係を保つよう努められたいこと。

以上の4点でございます。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なかろうと思います。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては事務局から説明いたします。

○福本私学行政課長

本案件は、学校法人大原学園から申請がございました、東京立川情報ITクリエイター専門学校の設置認可申請でございます。

本案件は、学校の新規設置でございますが、既存の建物の活用により、基準を満たす校 舎があることから、1段階審査を取るものでございます。

それでは、設置要項に基づきまして、御説明申し上げます。

学校の目的は、要項1に記載のとおり、「本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、情報処理及びクリエイター並びにこれらビジネスに関する教育を施し、人格の陶冶を行い、もって有為な産業人を育成することを目的とする」でございます。

学校の名称、課程分野の名称及び位置は、要項2から要項4に記載のとおりでございます。

開設の時期は、令和6年4月1日を予定しております。

経費の見積り及び維持方法は、要項6に記載のとおりでございます。

設置者は学校法人大原学園で、理事長は中本毎彦氏、校長は鈴木剛氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項9の記載のとおり、修業年限2年の情報処理学科及びクリエイター学科、修業年限3年の高度情報処理学科を設置いたします。入学定員は、情報処理学科及び高度情報処理学科はいずれも39名、クリエイター学科は30名で、総入学定員は108名、総定員は255名となります。

主要教科名は、要項10に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等につきましては、それぞれ要項11から要項14に 記載のとおり、設置基準を充足市でございます。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項15及び要項16に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載してございます。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、幼稚園についての案件でございます。

議案第4号及び議案第5号は、学校法人大和市川学園の寄附行為認可及び大和幼稚園の 設置者変更認可についてでございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第二部会の内野委員から、調査結果につきまして、説明願います。

○内野委員 それでは、議案第4号及び第5号につきまして、御説明いたします。

本案件は、中野区所在の大和幼稚園の設置者を市川文子氏から学校法人大和市川学園へ変更するものでございます。

去る10月3日、池田委員、私学部及び中野区の担当職員と私とで、部会調査を実施いたしました。大和幼稚園は、昭和16年の設置認可以来、80年以上にわたり、次代を担う幼児教育の重要性を深く認識し、地域に根差した幼稚園として、住民に受け入れられてきまし

た。教育については、一人一人の個性を尊重し、かつ、豊かな遊びと実体験を通した学び や音楽教育から、子供たちに生きる力を育むため、努力していると伺いました。

また、園舎、運動場等の施設、設備においても、設置基準を充足しておりました。

調査結果については以上のとおりでございますが、その際、4点ほどの要望をしてまいりました。

1つ目は、学校法人として、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法等の教育関係法令を遵守し、また、法人の定める寄附行為に基づき、適正かつ安定的な法人運営に努めていただきたいこと。

2つ目は、公教育の一翼を担う私立学校として、幼稚園教育要領を踏まえ、園の教育の特色を大切にした教育内容のさらなる向上に尽力いただきたいこと。

3つ目は、幼稚園の施設、設備については、幼稚園設置基準における諸条件を維持し、 積極的に保育環境の充実を図っていただきたいこと。

4つ目は、学校法人化後に子ども・子育て支援新制度への移行や園舎の建て替えを検討される際には、所轄庁である中野区と事前に十分な相談をして、幼稚園設置基準等を遵守し、遺漏のないよう進めていただきたいことを要望いたしました。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なかろうかと思います。

なお、詳細につきましては、事務局から説明いたします。

○福本私学行政課長

最初に、議案第4号、学校法人大和市川学園設立要項を御覧ください。

名称は「学校法人大和市川学園」で、事務所の所在地及び目的は、それぞれ要項2及び 要項3に記載のとおりでございます。

設置する幼稚園名は、「大和幼稚園」でございます。

役員につきましては、その配偶者または3親等以内の親族は1人を超えて含まれておりません。監事につきましては、当法人の理事、評議員または職員と兼ねている者は一人もございません。

資産等につきましては、要項7から要項9に記載のとおり、学校法人化の要件を満たしてございます。

続きまして、議案第5号、大和幼稚園設置者変更要項を御覧ください。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ、要項1から要項3に記載のとおりでございます。 変更の時期は、令和5年11月1日を予定しております。

変更の理由は、教育条件の維持向上を図り、さらにその公共性を一層高めるため、学校法人大和市川学園を設立するものでございます。

新設置者は、学校法人大和市川学園、設立代表者は市川文子氏、園長も同じく市川文子 氏でございます。

経費の見積り及び維持方法は、要項8に記載のとおりでございます。

また、要項9にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足してございます。

以上で、議案第4号及び第5号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第4号及び議案第5号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

続きまして、今回新たに諮問されている案件について、順次、審議することといたします。

専修学校についての案件でございます。

議案第6号は、山野美容専門学校の高等課程廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明を願います。

○担当者 それでは、議案第6号、山野美容専門学校高等課程の廃止認可について、御説明いたします。

山野美容専門学校は、昭和23年9月30日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび、高等課程廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、御説明いたします。

学校、課程分野の名称及び位置は、要項1から要項3に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由は、生徒数の減少です。

設置者は学校法人山野学苑で、理事長は山野愛子ジェーン氏、校長は同じく山野愛子ジェーン氏です。

生徒の処置については、要項8に記載のとおり、令和4年度末をもって高等課程の生徒は全員卒業しております。

教職員の処置については、要項9に記載のとおり、法人内で配置転換しています。

指導要録等については、要項10に記載のとおり、設置者において保管します。

資産の処置については、要項11に記載のとおり、設置者において使用します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定数などを記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第6号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第7号は、北豊島医療専門学校の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局から、説明をお願いいたします。

○担当者 それでは、議案第7号、北豊島医療専門学校の廃止認可について、御説明申し上げます。

北豊島医療専門学校は、平成14年1月23日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび、廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、要項1及び要項2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、社会情勢の変化、職業選択の多様化もあり、当該校の学生募集が困難になったためです。

設置者は学校法人北豊島学園、理事長は丸山裕幸氏です。

校長は、鈴木秋司氏です。

生徒の処置については、要項7に記載のとおり、令和4年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項8に記載のとおり、全員退職しております。

指導要録等については、要項9に記載のとおり、設置者において保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載してございますので、御参照ください。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第7号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで継続審議とする案件が1件ございます。

議案第8号の東京町田歯科衛生学院専門学校の設置認可につきましては、第一部会の所管でございますので、部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回は、11月20日、月曜日を予定しております。

会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

午後3時25分閉会